

○瀬戸内市都市計画審議会条例

令和5年7月11日

条例第24号

(設置等)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、瀬戸内市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、同条第3項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条第1項の規定により本市が都市計画を決定する場合における審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、第3条第1号に掲げる者として任命された委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第3号に掲げる者として任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関の職員が、当該委員に代わって会議に出席し、議決に加わることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略